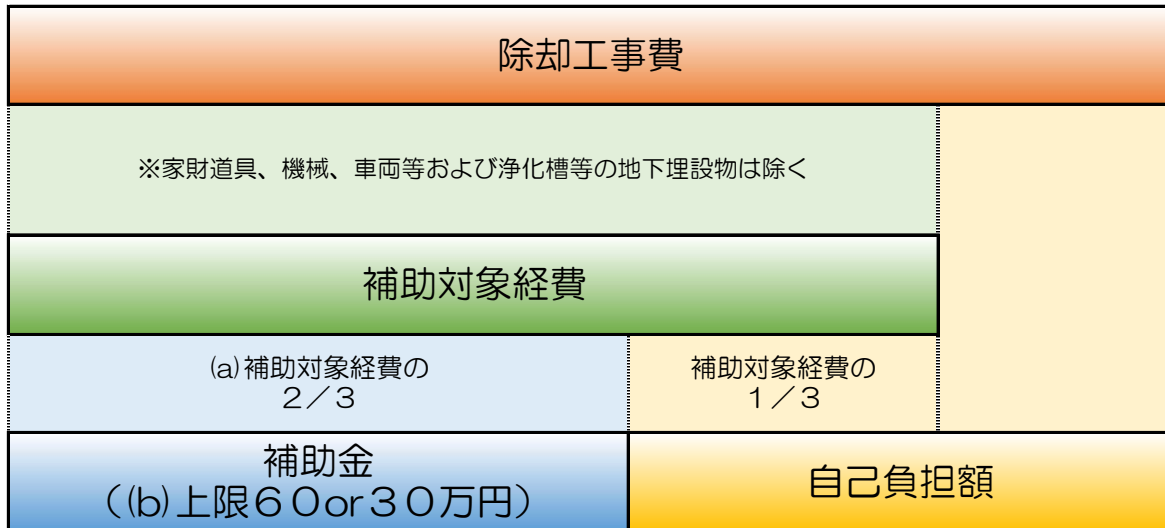


補助金の額（イメージ図）

（１）原則、補助金の額は次の(a)または(b)のいずれか少ない額となります。

(a) 補助対象経費の $2/3$

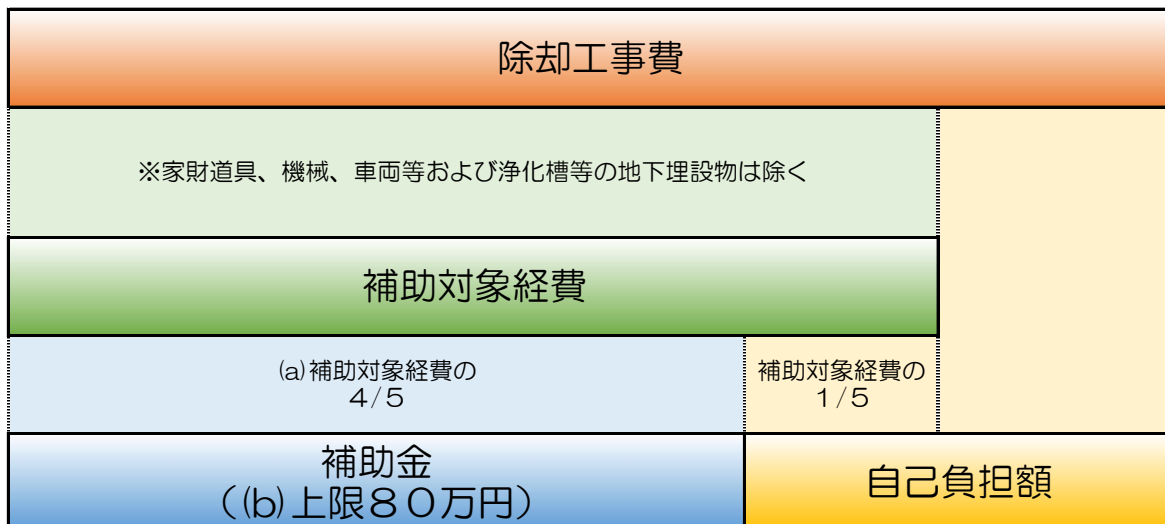
- (b) { ① 倒壊すれば前面道路等を閉塞するもの…60万円
② 上記以外で倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼすもの…30万円



（２）長屋の場合、補助金の額は次の(a)または(b)のいずれか少ない額となります。

(a) 補助対象経費の $4/5$

- (b) { ① 倒壊すれば前面道路等を閉塞するもの…80万円
② 上記以外で倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼすもの…80万円



(3) ただし、上記(1)(2)の(b)①に該当するもののうち、特定空家等相当であり、周辺への影響が極めて大きく緊急性が高いものであって、申請者が低収入である場合は、補助金の額は次の(a)または(b)のいずれか少ない額となります。

(a) 補助対象経費の4/5

(b) 120万円

※ 市の特定空家等認定基準において、認定レベルⅣ相当のものが対象となります。

※ 低収入とは、対象者の世帯全員の月額所得の合計が15万8千円以下である場合などをいいます(鳴門市営住宅条例第6条第1項第3号に規定する要件を満たすもの)。

除却工事費	
※家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く	
補助対象経費	
(a) 補助対象経費の 4/5	補助対象経費の 1/5
補助金 (b) 上限120万円)	自己負担額